

報告案件個票一覧表（平成30年2月27日開催）

議題（1）個人情報取り扱い及び事務届出について（報告）

ア 保有個人情報の目的外利用に係る報告書（資料番号1-ア）

	目的外利用を行う事務の件名	報告日	保有個人情報項目	目的外利用を行う理由	保有課	報告課(利用課)
①	個人市民税賦課業務	H30.2.7	障害者手帳の区分, 等級, 交付年月日, 有効期限	個人の市・県民税の申告の際に障害手帳の保有状況を確認し, 市民の利便性及び事務の効率化を図るため。	保健福祉部 障害福祉課	財政部 市民税課

イ 個人情報取扱事務の届出（変更）について（資料番号1-イ）

	名称	変更日	変更理由	主な変更箇所	担当部署
①	個人市民税賦課業務	H29.1.1	1 記載誤り・記載漏れのため 2 個人住民税の申告の際に, 障害者手帳の保有状況を確認する必要がある。申告者本人が手帳を携帯しなかった場合に, 実施機関内部で個人情報を利用するため	1 記載誤り・記載漏れを修正した項目は, 次のとおり (1) 個人の類型のうち「及び特別徴収義務者」を削る。 (2) 「ウ 収集先」のうち, 目的外の項目番号に「31」を加える。 (3) 「カ 個人番号の取扱い根拠」のうち, 第2項及び第3項の■を□に改める。 (4) 「ク 経常的な個人情報の提供先」の「提供する項目(イの項目番号)」に「※特別徴収義務者へ提供する項目は, 25(税額)のみ」を加える。	財政部 市民税課

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏財市第1113号
平成30年2月7日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 障害福祉課	財政部 市民税課
個人情報取扱事務の名称	障害者手帳の交付に関すること	個人市民税賦課業務
個人情報取扱事務の概要	障害と認定された市民に対し、障害者手帳を交付する。	個人の市・県民税を資料を基に計算し、賦課する。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	障害者手帳の区分、等級、交付年月日、有効期限	
目的外利用を行った理由	個人の市・県民税の申告の際に障害手帳の保有状況を確認し、市民の利便性及び事務の効率化を図るため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	財政部 市民税課	
備考		

柏財市第887号

平成29年12月14日

柏市長様

実施機関名 柏市長 秋山 浩保

個人情報取扱事務の変更に伴い、柏市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務を変更する年月日	平成29年1月1日	区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務
個人情報取扱事務の名称	個人住民税課税事務 (申告・確定・納付書発送等)	
届出番号	変更前 040400-07	変更後 (行政課記入) —
担当部署	財政部 市民税課	
変更内容	変更理由	1 記載誤り・記載漏れのため 2 個人住民税の申告の際に、障害者手帳の保有状況を確認する必要がある。申告者本人が手帳を携帯しなかった場合に、実施機関内部で個人情報を利用するため
	変更箇所	1 記載誤り・記載漏れを修正した項目は、次のとおり (1) 個人の類型のうち「及び特別徴収義務者」を削る。 (2) 「ウ 収集先」のうち、目的外の項目番号に「31」を加える。 (3) 「カ 個人番号の取扱い根拠」のうち、第2項及び第3項の■を□に改める。 (4) 「ク 経常的な個人情報の提供先」の「提供する項目 (イの項目番号)」に「※特別徴収義務者へ提供する項目は、25 (税額) のみ」を加える。
	詳細は、別紙「個人情報取扱事務届出書」のとおり ※変更箇所にはアンダーラインを引いています。	

個人情報取扱事務届出書

届 出 番 号 040400-07

実施機関名	市長		区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務		
担当部署	財政部市民税課					
個人情報取扱事務の名称	個人住民税課税事務（申告・確定・納付書発送等）					
個人情報取扱事務の概要	①住民税申告書の発送②受付③給与支払報告書等の受付④確定申告書の転写・電算投入⑤税額確定⑥納税通知書・特別徴収税額通知書発送⑦調査⑧更正等の事後処理を行うもの（地方税法第292条～第340条のうち個人住民税に係る事務の遂行）					
事務の開始日	平成17年1月1日（最新変更日 平成 年 月 日）					
個人の類型	個人住民税の納税義務者及び特別徴収義務者					
ア 個人情報の利用目的	賦課徴収上必要な個人所得を確定させるため					
イ 項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☒ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 15, 23, 25, 27, 31） ☒ 同一実施機関内の利用 （ ☒ 目的外：1, 3, 4, 7, 27, 31）（ ☒ 目的内： （ ☐ 本人同意：（ ））（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4, 5, 9, 10, 11, 12） ☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	納税義務者の所得状況を確定させるため、正確で客観的な情報を収集する必要がある、その者の勤務先や税務署等の他機関から課税資料の提供を受ける必要がある。 ☐ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☒ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ 思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 ☒ 第1項別表第一第16項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） ☒ その他（番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16号）					
キ 処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称 住民情報システム）） ☐ 文書 ☐ その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 国 ☒ 地方自治体（ ☒ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☒ その他（特別徴収義務者）	提供する項目（イの項目番号） 1, 2, 3, 4, 6, 9, 10, 11, 12, 15, 23, 25, 31 ※特別徴収義務者へ提供する項目は、25（税額）のみ			
ケ オンライン結合の有無	☒ 有り ☐ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☒ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
コ 外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。